【規程番号　神女大短Ｖ－004】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学生寮生活細則

１．門限

（1）門限は 23 時とする。

２．在室確認

（1）在室確認は 23 時に行う。

３．帰省・外泊・閉寮

（1）無断外泊は禁止する。違反した場合は処分の対象となる。

（2）帰省・外泊の場合はあらかじめ所定の「帰省・外泊届」を寮監に提出する。

（3）外泊者は帰寮後、直ちに寮監に報告する。

（4）「帰省・外泊報告書」は定期的に保護者あてに通知する。

（5）お盆・年末年始（大学の一斉休業日）は閉寮とする。

４．来訪者

（1）来訪者は両親及び本学学生に限り、所定の用紙に記入する。時間は 9 時から 22 時までとする。

（2）来訪者の宿泊は、原則認めない。

５．寮室

（1）寮室には備品として机、いす、ベッド、クローゼット、本棚、靴箱、エアコン、冷凍冷蔵庫、全自動洗濯機、テレビ、カーテン、物干し竿、インターネット用回線が設置されている。

（2）寮室の壁に釘やフックを打ってはならない。寮室に備え付けの備品は、ていねいに扱い、常に清潔にしておく。自己の責任によって破損した場合は、責任を持って補修する。

（3）寮室の設備施設の点検等のため必要に応じ、寮監が入室する場合がある。緊急時以外は、寮生の事前許可を得る。

６．郵便物・宅配物

（1）郵便物は、寮生の郵便受けに収納する。

（2）宅配物は寮監が立ち会いのもと寮生に渡す。寮生不在の場合はトランクルームに預かり、後に寮生に渡す。

７．共同使用施設

（1）共同で使用する施設は、別に定める規則を守って使用する。

８．その他

（1）アルバイトは保護者の許可のもと、門限の範囲内で可能とする。

（2）飲酒、喫煙は禁止する。

（3）各当番は確実に行い、特に火気、戸締りに注意する。カセットコンロ、ろうそく、お香、電気ストーブ等の持ち込みは禁止する。

（4）自動車、バイク、自転車の所有は認めない。

（5）寮内での商業行為またはこれに類する行為は禁止する。

（6）寮内での政治的、思想的、宗教的な、またはこれに類する勧誘行為は禁止する。

（7）ペット類の飼育は禁止する。

（8）寮生は、寮での静粛に心がけ、周りの人の迷惑にならないように気をつける。

(9) 各居室のゴミの処理については別に定める規則に従わなければならない。

(10) 寮生は本生活細則および寮監の指示を守らなければならない。

9．細則の改廃

(1) この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 11 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮生活規則」は廃止する。

附　則

1　この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 17 年 4 月 1 日施行の「神戸女子大学寮生活規程」は廃止する。

附　則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(委員会名称の変更)